

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月27日
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である横山清は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能すること、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年2月29日を基準日として行われており、評価に際しては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社6社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達する4事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、仕入及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成26年9月1日付で株式会社ベルプラス（現株式会社ベルジョイス）との間で株式交換による経営統合を行いました。その企業結合に伴う資本連結手続きにおいて少数株主持分の計算に誤謬があることが判明したため、平成27年2月期第3四半期の四半期報告書及び平成27年2月期の有価証券報告書並びに平成28年2月期第1四半期から第3四半期における四半期報告書について、平成28年4月8日に訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬については、当社において該当する複雑な企業結合会計及び連結会計に関する認識の誤りにより、少数株主持分の残高検証が不足していたことが原因であり、当社の経理体制が正確な財務諸表を作成することに必ずしも十分とは言えないことから、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

なお、上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当連結会計年度末までには是正されなかった理由は、当該誤謬の判明が当連結会計年度の第4四半期となり、対応する不備の是正措置を完了することができなかったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの整備・運用の強化を図り、財務報告の信頼性を確保してまいります。

4【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備を是正するために、当連結会計年度の未日後、少数株主持分の残高検証を強化することを主な目的に、連結決算に関するチェックリストを再度整備したほか、複雑な企業結合会計及び連結会計に対応するための専門知識の強化および人員体制の確立に向けて、公認会計士有資格者に対する採用活動を継続して実施しております。

なお、少数株主持分の残高検証手続については、内部統制報告書提出日までに是正後の内部統制を評価した結果、内部統制報告書提出日において、該当する内部統制の整備状況は有効であると判断いたしました。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。